

国民年金だよ



会社を退職（失業）される方へ。国民年金への変更手続きが必要になります。

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届け出が必要です。

勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届け出が必要です。退職（失業）して会社員・公務員など厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届け出が必要です。

●手続きについて

年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類を持って、役場窓口にお越しください。

国民年金保険料の免除制度があります！

保険料を納めることが困難な場合、ご本人からの申請によって、保険料の全額または一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

メリット1

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）された方の所得がゼロとして審査されます。

メリット2

例えば、全額免除になった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2分の1として計算されます。

メリット3

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金の受け取りを確保できます。

●申請について

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、役場窓口もしくはお近くの年金事務所へ提出してください（事務センターは郵送のみ）。申請が遅れても最大2年1ヶ月前までの免除申請をすることが

できます。ただし、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例「退職（失業）された方の所得をゼロとして審査」が受け取れない場合があります。申請書は速やかに提出してください。

●申請に必要なもの

国民年金保険料免除・納付猶予申請書（申請書は手続き先の窓口、日本年金機構ホームページにあります）

年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類

雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

産前産後期間の保険料免除制度があります！

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算される上、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-0514890」またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話26-9026

日本年金機構 旭川年金事務所

電話0166-72-5002

